

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをし、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第 43 条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年 15～20%）は上回るが、出資法の上限（年 29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年 54.75%）より低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、国では、平成 19 年 1 月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしているが、この見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消する必要がある。

よって、国においては、法改正に際し下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第 43 条の「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 6 月 21 日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣